

久留米市部活動方針

久留米市教育委員会

策定 令和2年3月

改訂 令和7年4月

久留米市部活動方針

はじめに

学校の部活動は、スポーツや文化芸術等に興味関心のある同好の生徒が自主的に参加する学校教育活動の一環として行われ、スポーツや文化芸術の振興を支えてきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異なる年齢との交流の中で、友情を深めるなど好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感、感謝の気持ちが育まれたりするなど、生徒の多様な学びの場としての高い教育的意義があります。

そのような中、教育に対するニーズは多様化・複雑化しており、部活動を持続可能なものとするためには、児童生徒にとって有意義かつ安全安心な部活動の実施、部活動に係る教職員の負担軽減、部活動に対する保護者の理解促進が求められています。

こうしたことから、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（文化庁）、「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」（福岡県）を参考に、「久留米市部活動方針」を策定します。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 活動方針の策定等

本方針に則り毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校のホームページへの掲載等により公表すること。

(2) 適正な数の部活動の設置

生徒や教職員の数等を踏まえ、指導内容の充実・安全確保・教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部活動を設置すること。

(3) 顧問の決定と配置

顧問の決定に当たっては、教職員の校務分掌や家庭状況等を勘案して行うなど、適切な校務分掌となるよう留意し、学校全体として適切な指導体制の構築を図ること。

(4) 勤務時間の管理等

教職員の部活動への指導について、勤務時間の管理等を適切に行い、過度な負担とならないよう適宜指導を行うこと。

2 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間の設定

部活動の休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が運動・食事・休養及び睡眠のバランスが取れた生活を送ることができるよう原則として以下を基準とする。

高等学校については、中学校と発達段階が異なること、特定の部活動に所属したいという意欲を持った生徒が自ら選択し進学していること等を踏まえ、本方針を参考に、学校の状況に応じた取組を行うものとする。

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日以上、土曜日及び日曜日も少なくとも1日以上を休養日とする。)なお、平日の休養日は原則として月曜日とする。
- ② 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとり、部活動以外にも様々な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ④ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- ⑤ 朝練習は原則として行わない。ただし、練習時間の確保や中体連・中文連主催の大会・コンクール等への準備で、校長が必要と認めた場合は実施することができる。
- ⑥ 定期試験前後に一定期間の部活動休養日を設ける。

(2) 大会等への参加

大会やイベント等への参加については、生徒や顧問等の負担が過度とならないことや安全面を考慮すること。

3 効果的・効率的な活動に向けた取組

(1) 体罰等の禁止

生徒の人格を傷つける言動や体罰は、これらを厳しい指導として正当化することや、信頼関係があれば許されると考えることは誤りであると認識し、絶対に行わないこと。

(2) 適切な人間関係の形成と主体性の尊重

記録・成績のみを重視するのではなく、生徒の連帯感や責任感等の育成に努め、異なる年齢集団における適切な人間関係のあり方についても指導すること。また、生徒の主体性を尊重し、活動目標や内容を検討するとともに、生徒のよさを見つけて伸ばす肯定的な指導を行うこと。

(3) 効果的・効率的な練習

トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であることや、過度の練習が必ずしも体力や能力の向上につながらないこと等を理解し、生徒の発達段階・体力・技能の習熟度に応じた練習や日々の健康観察に基づいた無理のない練習を行うこと。また、競技や各分野の団体が作成している指導手引等を参考に、効果的・効率的な指導に努めること。

(4) 生徒の多様なニーズに応じた活動

友人とのふれ合いや適度な体力づくりを求める生徒並びに障害のある生徒などが広く参加できるよう、活動の中での役割を設定したり練習を工夫したりして、生徒の多様なニーズに応じた活動に努めること。

4 生徒の健康・安全確保

(1) 危機管理の徹底

事故の未然防止や起こった場合の対処方法、救急連絡体制を構築すること。また、地震・落雷・台風・大雨・降雪等の自然災害及び熱中症の防止に十分留意すること。

(2) 施設設備等の安全点検

施設設備や用具等について、事前に生徒に対して使用方法や危険性を十分に指導すること。また、安全点検に当たっては、移動式の設備・用具について確実に固定し、保管時も転倒等の防止策を講じること。

(3) 顧問等の指導

顧問等は、原則として生徒の活動に立ち会い、指導すること。やむを得ず練習に立ち会えない場合は、他の顧問等と連携・協力したり、事前に生徒と安全面に配慮した練習内容の打合せを行い、危険性を伴う練習を禁止したりする等により、安全配慮義務の遂行に努めること。

(4) 活動場所の安全配慮

複数の部活動が同じ場所を使用して練習する場合等においては、人員の配置により危険回避を呼びかけたり、ボールや投てき物の到達範囲等を考慮し、練習内容に応じて活動時間を変更したりする等の安全対策を行うこと。

(5) 熱中症予防対策

活動の前や活動中に、実際に活動する場所において暑さ指数（WBGT）を計測したり、時間や場所を変更したりするなど柔軟な対応を行う。

5 部活動の活性化

(1) 目標等の共有と共通理解

各学校では、部活動の活性化に向けて、部活動の運営や指導の目標、指導方法や生徒の状況など、学校全体で共有すべき内容について、職員会議等で確認すること。また、必要に応じて保護者会等を開催し、共通理解を図る場を設定すること。

(2) 指導力向上の研修

顧問等は、福岡県や学校体育団体等が主催する指導者研修会等にできる限り参加し、最新の研究成果等を入手するとともに、客観的な科学的根拠に基づいた指導に努めること。

(3) 外部指導者の活用

部活動指導員や外部指導者の積極的な活用を図るとともに、学校教育目標や部活動の方針等について共通理解を図ること。

※ 部活動指導員とは、学校教育法施行規則第78条の2に基づく「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員のことをいう。

学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

※ 外部指導者とは、無償又は有償のボランティアとして、部活動顧問の運営方針の下、顧問と協力、連携しながら、主に技術面における指導を補佐する地域人材のことをいう。

(4) 生徒の活動参加の促進

学校に設置していない競技に取り組んでいる生徒が学校から大会に参加できるよう可能な限り配慮すること。また、単一の学校では大会等に出場できないような場合は、複数校の合同チームによる出場を推進すること。

(5) 学校・家庭・地域の連携

学校・家庭・地域が連携した生徒の健全育成のため、学校の部活動を持続可能なものとするという観点のもと、保護者や地域の理解と協力を促進すること。

6 部活動の地域移行

久留米市の休日における地域移行は、令和6年度から令和10年度までの5年間を「久留米市の地域移行改革推進期間」とする。

休日の部活動の地域移行に向けては、国・県の方針に基づき、市の実態に応じた適切な移行を進める。